

(別添) 特記仕様書記載例 (※青字は解説)

【発注者指定方式の場合に記載】

第〇〇条 (余裕期間 発注者指定方式)

- 1 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。
- 2 余裕期間内は、現場代理人及び主任（監理）技術者の配置を要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

実工期：(A) または (B) を記載

(A) 令和●年●●月●●日から■■日間

↑※発注者が指定する工事開始日及び実工期を記載

(B) 令和●年●●月●●日から令和▼年▼▼月▼▼日まで

↑※発注者が指定する工事開始日及び工事完了日を記載

(余裕期間：契約締結の翌日から令和▲年▲▲月▲▲日まで)

- 3 履行にあたっては、「建設工事における余裕期間制度実施要領」に基づき行うものとする。

【任意着手方式の場合に記載】

第〇〇条 (余裕期間 任意着手方式)

- 1 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。受注者（落札候補者）は工事開始日を発注者が示した工事着手期限までの間で任意に設定することができる。なお、落札候補者に対して行う入札参加資格事後審査の時に、別記様式1により、工事開始日を通知すること。
- 2 余裕期間内は、現場代理人及び主任（監理）技術者の配置を要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

実工期：工事開始日から●●日間

↑※発注者が指定する実工期を記載

(ただし、令和■年■■月■■日（工事着手期限）までに工事を開始すること)

↑※工事を開始しなければならない最終日を記載

- 3 契約締結後において、工事開始日の変更が生じた場合は、別記様式2の提出により、発注者と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができる。
- 4 履行にあたっては、「建設工事における余裕期間制度実施要領」に基づき行うものとする。